



**総合診療専門研修プログラム内の  
「地域のニーズに応える保健・医療・介護・福祉活動等  
を経験できる地域における研修」について**

2022/3/29（火）

令和3年度第3回神奈川県医療対策協議会

## 1. 総合診療専門研修プログラム実施病院の県内研修地域の現状

- 総合診療専門研修プログラムを実施する総合診療専門研修基幹型病院は、研修プログラム中に「地域のニーズに応える保健・医療・介護・福祉活動等を経験できる地域」において研修を実施することが、総合診療専門研修プログラム整備基準に定められている。
- 「**地域のニーズに応える保健・医療・介護・福祉活動等を経験できる地域における研修**」の研修地域内訳（県内の総合診療専門研修基幹型病院（23病院））

真鶴町	1病院
横浜市※	2病院
相模原市※	1病院
県外の市町村	19病院
計	23病院

※ 横浜市・相模原市は、令和3年7月の制度改正以前に「地域のニーズに応える保健・医療・介護・福祉活動等を経験できる地域における研修」について日本専門医機構から認定を受けていた総合診療専門研修基幹型病院が設定しており、経過措置として定義（3）の認定を経ずに研修の実施が認められている。

（当県調べ）

## 2. 総合診療専門研修プログラム整備基準改正の概要

- 令和3年7月の総合診療専門研修プログラム整備基準の改定により、総合診療専門研修プログラムを実施する総合診療専門研修基幹型病院は、研修プログラム中に地域のニーズに応える保健・医療・介護・福祉活動等を経験できる地域において、**6か月以上**の研修を研修医に経験させることが必須となった。ただし、改定以降に新規申請及びプログラム変更申請を行う病院に限定される。
- 上記地域は、総合診療専門研修基幹型病院が、プログラムを統括する日本専門医機構に認定の申請を行い、日本専門医機構が整備基準上の定義に基づき認定の可否を判断する。ただし、総合診療専門研修基幹型病院が、医療対策協議会、医師会、市町村のいずれかの認定を事前に受けることを条件に、整備基準上の定義から外れる地域であっても日本専門医機構がその認定可否を判断する例外的な定義（次スライドの定義（3））が存在する。

### 3. 「地域のニーズに応える保健・医療・介護・福祉活動等を経験できる地域」の定義

○ 以下のいずれかに該当する地域を基本とし、最終的には日本専門医機構が決定する。

- (1) (a) 国の指定する過疎地域及び過疎地域として指定された町村を含む郡部
- (b) 都道府県の指定するへき地
- (c) 平成の合併によって過疎地域を合併した市町村
- (d) 医師偏在指標の下位1/3に該当する二次医療圏

※ (c)、(d) は、県庁所在市、特別区、人口50万人以上の政令指定都市、人口20万人以上の中核市は非適用

#### (2) 離島

※原則として離島振興法に指定されたものとするが、自治体・医師会の意見を参考として機構が定める。

- (3) 都道府県の地域医療対策協議会、自治体、医師会から医療資源の乏しい地域として認定を求められた場合、その市町村、二次医療圏及び医療機関における研修は、医療資源の乏しい地域における研修として機構が定める。

○ 前スライドの定義（1）（2）に現在県内で当てはまるのは  
**真鶴町**（1）（a）（国の指定する過疎地域）のみ。

（以下の定義については県内の該当なし）

- （1）（b）都道府県の指定するへき地
- （c）平成の合併によって過疎地域を合併した市町村
- （d）医師偏在指標の下位1/3に該当する二次医療圏
- （2） 離島

⇒ 真鶴町以外の市町村で「**地域のニーズに応える保健・医療・介護・福祉活動等を経験できる地域における研修**」を今後実施したい病院は、定義（3）により、医療対策協議会・医師会・市町村のいずれかに認定を求める必要がある。

## 5. 県の考え方の整理

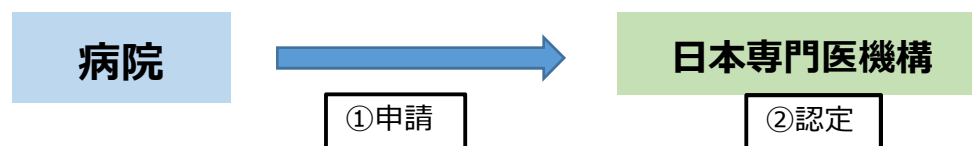
○ 県が統一の判断基準を示してしまうと、その基準に合致しない市町村では、「地域のニーズに応える保健・医療・介護・福祉活動等を経験できる地域における研修」が原則としてできなくなる等、柔軟性を欠くことが想定される。

○ そこで、「地域のニーズに応える保健・医療・介護・福祉活動等を経験できる地域」の認定の可否は、**基本的に郡市医師会または市町村で各地域のニーズを基に認定の可否を判断**いただく。県医療対策協議会は郡市医師会または市町村が否決の判断を下した場合等、**全県域での考え方の整理が必要な場合に判断する**としてはどうか。

## (参考) プログラム申請イメージ (整備基準改正前後)

### ○ プログラム整備基準改正前の申請の流れ

⇒ 総合診療専門研修実施病院が、直接日本専門医機構に地域の認定を申請する。



### ○ プログラム整備基準改正後の本県における申請の流れ (案)

⇒ 総合診療専門研修実施病院が、まず、郡市医師会または市町村に地域の認定を申請し、認められればそのまま専門医機構に申請する。認められない等例外的な場合には県医療対策協議会が全県域での考え方を整理して認定の可否を判断する。

